

# 換気・加湿等対策補助金

～新しい生活スタイル対応のための感染症対策～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためには、冬季は、適度な換気と湿度の確保が重要です。

換気の目安 **1時間に2回** 室温の目安 **18℃** 湿度の目安 **40%以上**

京都市及び京都市観光協会（DMO KYOTO）では、本格的な冬の到来を前に、京都市内の店舗、事業所等を対象に、換気・加湿等のために必要な経費を支援する補助金の申請を受け付けています。

## 補助対象者

京都市内に不特定多数の市民及び観光客が利用する店舗、来客型の事業所等を有する中小企業

申請に当たっては、サポートナビ HP で公開中のオンライン研修を受講（視聴）いただく必要があります。

サポートナビ HP

<https://www.newstyle-kyoto.com/>

▶感染症対策等について、電話又は専用フォームからも御相談いただけます。

【電話】0570-010-008（9:00～17:00（土日祝日、12/29～1/3を除く））

【専用フォーム】サポートナビHPからアクセス

▶サポートナビ HP では感染症対策チェックリストや取組事例の紹介等の様々なコンテンツを掲載しています。



## 補助対象経費

「換気」「加湿」「暖房設備」「CO<sub>2</sub>濃度、湿度の計測」に要する経費  
（裏面参照）

## 補助金額

ア 補助限度額 1店舗等につき上限額5万円まで  
（1事業者10店舗等を上限）

イ 補助率 補助対象経費の2/3以内

※予算額を超える申請があった場合、実際の交付額が補助率を下回ることがあります。

## 対象事業期間

令和2年8月5日（水）～令和3年1月29日（金）

## 申請受付期間

令和2年11月30日（月）～令和3年1月29日（金）

郵送の場合は当日消印有効。持参による申請、対面による相談は受付けておりません。

## 申請方法

Web 又は 郵送

○Web申請フォーム、郵送による申請書ダウンロード先

<https://www.kyokanko.or.jp/news/20201125/>



## 申請先・お問い合わせ先

換気・加湿等対策補助金事務局（サポートナビ事務局内）

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427 京都朝日会館内

☎0570-010-008（9:00～17:00（土日祝日、12/29～1/3を除く））

裏面あり⇒

## Q1 どのような事業が補助対象となりますか？

### 【換気対策】

- サーキュレーターを購入、換気機能付きエアコンの導入、換気扇の清掃・増設・高機能化、網戸の設置 など

### 【加湿対策】

- 加湿器、加湿機能付き空気清浄機を購入 など
- ※加湿機能のない空気清浄機は対象外です。

### 【暖房対策】

- ヒーター、ブランケットの購入、断熱カーテンの設置、暖房設備の清掃・増設・高機能化 など

### 【CO<sub>2</sub>濃度、湿度の計測】

- CO<sub>2</sub>濃度測定器、湿度計測器の設置 など

## Q2 補助金の流れを教えてください。

事業を実施し、必要経費の支払いを全て終了された後の「事後申請」となります。

**ステップ1 (オンライン研修の受講)** サポートナビ HP に公開中のオンライン研修を受講（視聴）

**ステップ2 (事業の完了)** 補助対象となる備品の購入や事業の実施（支払いまで完了）

**ステップ3 (申請)** Web または郵送による申請

**ステップ4 (交付)** 申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、交付額を確定し、交付通知をお送りします。その後、順次お支払いします。

## Q3 申請に必要なものは何ですか？

- 1. 交付申請書（第1号様式）**
  - ・Web からダウンロードしてください。（チラシ表面参照）
- 2. 領収書、レシート、振込明細書等、経費が確認できる資料（写しで可）**
  - ・領収書の宛名が申請者名義となっているものが対象です。
  - ・但し書きに商品名が記載されているなど、経費の明細が分かる領収書を添付してください。これらの記載がないものは、経費の明細が分かる資料を添付してください。経費の明細が分からないものは無効となります。
  - ・領収書等は、令和2年8月5日から令和3年1月29日までに発行されたものが対象となります。
  - ・郵送の場合は、まとめてA4用紙に貼り付けてください。
- 3. 補助対象事業の実績を確認できる購入物の写真等**
  - ・写真が複数ある場合は、どの経費（領収書）の成果物の写真なのか分かるように補記して下さい。
  - ・郵送の場合は、まとめてA4用紙に貼り付けてください。
- 4. 実際に営業していることを確認できる資料**
  - ・営業許可証、直近の確定申告書の「別表第1」、市・府民税の申告書類、台帳を含む計理関係資料など（写しで可）
- 5. 預金通帳の写し等**
  - ・口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）

## Q4 他の補助金をもらっている場合、申請はできますか？

すでに他の補助金で補助を受けている事業（備品等）については重複して申請はできません。ただし、事業（備品等）が重複していなければ、申請は可能です。